

令和5年6月19日現在

※1 貸付利率は、国が資金ごとに毎月定めるものを適用(平成27年1月22日現在)	△ 機械の賃借料に对象
※2 農山漁村6次産業化対策事業費補助金(6次産業化推進整備事業に限る。)の補助残として活用する場合に限り、貸付当初10年間上乗補助	▲ 認定農業者のみ対象
※3 人・産地ブランド地域の中となる経営体として位置づけられた認定農業者が借り入れる場合に、農山村金融協議会の利子助成により貸付当初年間の実利率(融資枠の範囲内。)	※12 農業生産活動に直接要する経費が総事業費の概ね1/2以上を占めていれば貸付可能
※4 事業再生支援資金にあつては、取引先金融機関からの要請がある場合及び民間金融機関の農業者が困難と認められる場合については、100%	※13 経営開始初年度および経営規模拡大時に限る。
※5 農産物を主たる販路とする場合は保証を付すことができる。	※14 認定就農計画における所得目標、技術評価などの要件を満たす者に限る。
※6 市町村において青年等就農計画の認定を受けた者。ただし、青年等就農資金は、認定農業者となった時点で新たな借入が不可となる。	※9 畜産経営又は施設園芸経営を含む経営の場合は、記載された貸付限度額の4倍の金額を貸付限度額とする。
※7 青年等就農計画の認定を受けた者又は旧財源促進法第4条第1項に規定する就農計画の認定を受けた者(経営開始後5年以内かつ認定後10年以内の者に限る。)	※10 エコファーマーとは、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基き、持続性の高い生産方式の導入に関する計画を作成し、認定された者。
※8 認定新規就農者が農地等又は未整備の取得のために借り入れする場合で、かつ500万円以内の借入れである場合は、据置期間中は5年以内とする。	※11 農業改良資金通法第4条に規定する特定地域資金の貸付に関する者等。